

○産業廃棄物収集運搬委託仕様書

本業務は受託者が、委託者の指示する東成区役所内の廃棄物保管施設から産業廃棄物を収集し、委託者の指示する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に定める産業廃棄物処理業の許可を受けた者まで運搬を行うものであり、収集運搬作業に関しては次の事項を十分に留意すること。

1 契約期間、回数

契約日～令和9年3月31日

- ・第1回目：契約日～令和8年9月30日の閉庁日
 - ・第2回目：令和9年2月～3月の閉庁日
- } 搬出予定
- （計2回 いずれも受水槽等清掃日と同日とする）

2 産業廃棄物の種類、予定数量

（1）種類：汚泥

（2）予定数量：1. 5トン×2回＝3トン

※ ただし、数量はあくまでも過去の実績から算出した予定量であるため、この量を上回る、あるいは下回ることがあります。よって、処分を確約したものではありません。

3 搬入先

大阪ベントナイト事業協同組合 南港処理センター
大阪市住之江区南港南1丁目2番121号

4 作業内容等

- （1）産業廃棄物の処分においては、「廃棄物処理法」及びその他関係法令に従い適切に処理すること。
- （2）自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付すること。
なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- （3）委託された産業廃棄物の処分に関して、処分先等を明記したものを契約書に添付すること。
- （4）業務終了後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。

5 提出書類

業務完了後に、完了届及び現状写真（作業前・作業中・作業後撮影）を提出すること。

6 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

7 再委託について

- (1) 再委託に関する特記事項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・東成区役所庁舎受水槽外3槽清掃及び産業廃棄物収集運搬業務
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手

方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

8 その他

- (1) 仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、及びその他特に必要がある場合は、事前に担当と協議し決定・解決する。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受ける。
- (2) 数量は予定につき、増減する事がある。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合は、必ず担当へ問い合わせること。

9 問合せ先

大阪市東成区役所総務課

電話：06-6977-9626

FAX：06-6972-2732

車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 14 第 9 項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

〔 ※ 「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。 〕

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：０６－６６１５－７９６５